第二章 フランス法

河野奈月 (明治学院大学)

第一節 検討の対象

フランスの労災保険制度は、適用対象者や運営主体の異なる複数の制度から成り立ってお り、民間労働者の大部分が加入する一般制度(régime général)の労災保険制度のほか、農 業部門の労働者・自営業者をそれぞれ対象とする労災保険制度(社会保障法典 L.412-1 条参 照)や、特定の産業部門・企業(具体的には、公務員、海員、炭鉱関係の企業、フランス国 有鉄道(SNCF)、パリ交通公団、電気・ガス関係、フランス銀行、パリ・オペラ座、コメデ ィ・フランセーズ等)の労働者をそれぞれ対象とする特別制度(régimes spéciaux)の労災 保険制度(社会保障法典 L.711·1 条、R.711·1 条等)等が存在する。本章ではこのうち一般 制度の一部門としての労災保険制度を検討の対象とする1。

第二節 歷史的沿革2

フランスの労災補償制度は、1898年、使用者に無過失の労災補償責任を課す法律が制定さ れたことに端を発する。この立法は、使用者の無過失責任を認めることと引き換えに、民事 損害賠償請求を排除し、被災者等が追及しうる使用者の責任の範囲を定率化するという形で の、労使の妥協の結果として実現したものである。創設当初は、制度が適用される事業は限 定されており、補償の対象も、固有の意味の労働災害3のみであったが、1919 年には職業病 が補償の対象に追加され、1938年には、独立の補償制度が設けられた農業を除く全事業が適 用対象とされるに至った。もっとも、労災補償責任を担保する責任保険については、使用者 が任意に加入することが想定されるにとどまっていた。

強制保険としての労災保険制度が誕生したのは、1946年のことである。その際、使用者の 無過失の労災補償責任は廃止され、従来の労災補償制度は、新たに創設された一般制度に統 合された。その後、一般制度の労災保険制度は、使用者の民事責任とは切り離された形で、 社会保障制度の一部を成すものとして発展を遂げてきた。

¹ 一般制度の労災保険制度に関する先行研究としては、岩村正彦 『労災補償と損害賠償』(東京大学出版会、1984 年)、岩村正彦「労災補償」『先進諸国の社会保障 6 フランス』(東京大学出版会、1999年) 145 頁以下、2002 年報告書63頁〔岩村正彦執筆部分〕等がある。

² 詳細は、前掲注1の各文献参照。

³ フランスでは、「労働災害」の概念は、3種類の保険事故全体を指すものとして用いられる場合(広義の労働災 害)と、保険事故のうち職業病及び通勤災害を除いたものを指すものとして用いられる場合(狭義の労働災害) とがある。そのため、後者の意味であることを明確にする場合には、「固有の意味の労働災害 (accident du travail proprement dit)」という語が用いられる。

第三節 保険関係

1. 保険運営機関

一般制度は、国から独立した機関である社会保障金庫によって運営されている。一般制度の一部門である労災保険制度の運営は、被用者疾病保険金庫4が担っている。被用者疾病保険金庫は、全国レベル、地域圏レベル、県レベルの3層に分かれており、それぞれ次のような役割を担っている。

(1) 全国被用者疾病保険金庫 (la caisse nationale d'assurance maladie des travailleurs salariés, CNAMTS)

労災保険部門の運営における全国被用者疾病保険金庫の主たる役割は、当該部門の財政の 均衡を確保すること(社会保障法典 L.221-1 条 1 号)および労働災害・職業病の予防措置を 策定し実施すること(社会保障法典 L.221-1 条 2 号)である。労災保険部門に関する権限は、 全国被用者疾病保険金庫の労働災害・職業病委員会に属する(社会保障法典 L.221-4 条、 L.221-5 条)。労働災害・職業病委員会は労使同数で構成されている(社会保障法典 L.221-5 条)。

全国被用者疾病保険金庫は、地域圏レベルの退職保険・労働保健金庫および県レベルの初級被用者疾病保険金庫を監督する権限を有している(社会保障法典 L.221-1 条)。労働災害・職業病の予防事業に関しては、予算の配分や年次報告書の確認等を通じて、退職保険・労働保健金庫の監督が行われている。また、全国被用者疾病保険金庫は、退職保険・労働保健金庫が策定した予防措置をアレテによって全国に拡大する権限も有しており(社会保障法典L.422-1 条)、退職保険・労働保健金庫との連携のもとで予防事業を展開している。

(2) 退職保険・労働保健金庫 (les caisses d'assurance retraite et de la santé au travail, CARSAT)

地域圏レベルの事業は、全国 15 ヶ所に位置する退職保険・労働保健金庫(以下、「地域圏金庫」という)が運営している。労災保険部門に関する地域圏金庫の主たる任務は、労働災害・職業病の予防事業の展開・統括と保険料率の決定(→**第四節 2. (2) (ii)**)である(社会保障法典 L.215-1 条 2 号)。

地域圏金庫は、労働災害・職業病の予防に関する調査を行い、調査結果を全国被用者疾病保険金庫や国の担当機関等に伝達する(社会保障法典 L.422-2 条)。また、企業の予防活動を促すための事業としては、特定の産業部門に固有の予防活動プログラムを策定し、その条件に同意した企業に貸付けを行うことや、対象となるリスクや企業のカテゴリーを具体化した予防プログラムを策定し、対象企業に助成金を支給すること等が行われている(同条)。

_

⁴ 被用者疾病保険金庫は、一般制度の労災保険部門のほか、医療・出産・障害・死亡保険部門の運営も担っている。

(3) 初級被用者疾病保険金庫(les caisses primaires d'assurance maladie, CPAM)

初級被用者疾病保険金庫(以下、「初級金庫」という)は、全国 101 ヶ所に位置する県レベ ルの組織である。労災保険に関する申請の窓口となるのは初級金庫であり、支給・不支給の 決定や実際の給付も初級金庫が行っている。

2. 保険対象者

(1) 強制加入の対象者

(i) 従属労働者

労災保険制度の強制加入の対象となるのは、「賃金を支払われる全ての者」または「いかな る資格であれ、また、いかなる場所においてであれ、一または複数の使用者または企業長の ために働く全ての者」(社会保障法典 L.411-1 条)である。これは、社会保険制度の適用対象 者(社会保障法典 L.311-2 条)や労働法典の適用対象者5と同じく、従属労働者(travailleur dépendant) を指すものと解されている6。

従属関係の定義や判断基準についてはさまざまな見解が示されているが、破毀院は、経済 的従属性(subordination économique)ないし経済的依存(dépendance économique)では 不十分であり、法的従属性(subordination juridique)があることが必要であるとの立場を とっている7。ここでの法的従属性は、「命令・指示を与える権限、労務の遂行を監督する権 限および被従属者の違反に対し制裁を課す権限を持つ使用者の権力のもとでの労働の遂行に よって特徴付けられる」ものとされる%。

(ii) 特則

①社会保険一般と共通の特則

これに加え、従属労働者に準じる一定の範囲の者については、労災保険の強制加入の対象 者であることを明示する特別な規定が置かれている。まず、以下に挙げるカテゴリーの就労 者は、社会保険一般の適用を受けるとともに、労災保険制度の適用を受ける(社会保障法典 L.412-2 条、L.311-3 条)。本条が列挙する就労者のカテゴリーは増加の一途をたどっている。 もっとも、その性質は一様ではなく、従属関係の有無が不明確な者についてその存在を明確 化する趣旨で明記されたものと、従属関係が存在しない者について保護を拡張する趣旨で加 えられたものとが混在している。

⁵ 労働法典の適用対象者をめぐる議論の詳細は、労働政策研究・研修機構『資料シリーズ No.214・労働法の人的 適用対象の比較法的考察』(2019年)27頁以下〔細川良執筆部分〕参照。

⁶ V. Borgetto (M.) et Lafore (R.), *Droit de la sécurité sociale*, 19e éd., Dalloz, 2019, pp.471-474.

⁷ Cass. soc., 13 novembre 1996, n° 94-13.187.

⁸ Ibid. プラットフォームワーカーの労働者性を認めた近時の2つの破毀院判決(→第九節3.(2)) も、同様の 判断基準を示している(Cass. soc., 28 novembre 2018, n° 17-20.079, Cass. soc., 4 mars 2020, n° 19-13.316)。

- ・家内労働者(社会保障法典 L.311-3 条 1 号) 9
- ・販売外交員(VRP)(同2号)
- ・ホテル、カフェおよびレストランの従業員(同3号)
- ・保険会社の委託を受けた者(同4号) ※条件付き
- ・保険外交員(同5号) ※条件付き
- ・協同組合の支配人(被用者を除く)/複数の支店等を持つ企業の支店の支配人(同6号)
- ・駅のポーター(同8号) ※条件付き
- ・劇場、映画館およびその他の興行施設の案内人、クローク係および販売員(同9号)
- ・報酬を得て、親、行政等から預かった子供を自宅で日常的に保育する者(同 10 号) ※条件付き
- ・有限会社および自由業有限会社の業務執行者(同11号) ※条件付き
- ・株式会社および自由業株式会社の取締役会会長および執行役員等(同12号)
- ・生産協同組合の構成員(支配人、執行役員、理事長等)および生産協同組合の執行役会の構成員(同13号) ※条件付き
- ・採石場の労働者の安全代表委員(同14号) ※条件付き
- ・舞台芸術家およびモデル (同 15 号)
- ・通信社または日刊紙・定期刊行誌の出版社に記事・写真等を提供し、出来高払い方式で報酬を得ているプロのジャーナリストおよび有資格編集スタッフ(同 16 号)
- ・認可を受けて、高齢者または成人の障害者を自宅に受け入れている者(同17号) ※条件付き
- ・新聞・雑誌の街頭販売人および配達人(同18号) ※条件付き
- ・被用者である弁護士(同 19 号)
- ・訪問販売員(同20号) ※条件付き
- ・公法人または私人のために、行政的公役務に一時的に従事する者(同 21 号) ※条件付き
- ・アソシアシオンの幹部(同 22 号) ※条件付き
- ・単純型株式会社および自由業単純型株式会社の会長および幹部(同23号)
- ・役職手当の支払いを受けている共済団体の理事のうち、社会保障制度の強制的な適用を 受けない者(同 24 号)
- ・経済活動の創出・再開の援助(商法典 L.127-1 条)によって利益を受ける者(社会保障 法典 L.311-3 条 25 号) ※条件付き
- ・支店管理者(gérant de succursale. 同 26 号)
- ・鑑定または意見書の提出を許可された官吏および公務員等(同27号) ※条件付き
- ・国民役務法典の定める条件のもとで市民奉仕活動に応募した者(同28号)
- ・スポーツ仲裁に携わる仲裁人および裁判官(同29号)
- ・協同組合銀行の理事長(同30号)
- ・使用者の地位にない者の利益のために活動を遂行し、それと引き換えに金銭または利益 を得る者(同31号)

⁹ 家内労働者は、①請負額での報酬を得て、一または複数の事業所のために、直接または仲介により委託された 労務を遂行し、かつ、②一人で、あるいは、配偶者(内縁関係を含む)、PACS のパートナー、扶養する子または 補助者とともに労働する者と定義されており(労働法典 L.7412-1条)、発注者との間に法的従属関係があるかど うかは問われない(同条 a))。

- ・企業家と労働者の中間的地位を有する者(entrepreneur salarié)等(同 32 号)
- ・被用者たる船員(同33号・34号) ※条件付き
- ・家具付きの居住用建物または動産の賃貸借の業務を行う者(同35号) ※条件付き
- ・報酬を得て、所定の活動のために、他者に対し助言または教育サービスの提供を一時的に求める者(同 36 号)

②労災保険に固有の特則

更に、所定の施設・機関の教育・研修の受講生や職業訓練に従事する者等については、社会保険一般の適用は否定されるが、当該活動との関係で生じた災害・疾病について、労災保険制度によって保護されることが明記されている(社会保障法典 L.412-8 条)。

- ・坑内労働者の安全に関する代表委員(社会保障法典 L.412-8 条 1 号)
- ・技術教育機関の学生・生徒、中等教育機関または特別教育機関の生徒、技術教育機関以外の学生、継続的職業教育(労働法典 L.6311-1 条以下)における研修の受講生、職業安定化契約(contrat de sécurisation professionnel、労働法典 L.1233-65 条以下)に基づく手当の受給者等(社会保障法典 L.412-8 条 2 号)
- ・機能回復訓練または職業再教育の研修等の受講生(同3号)
- ・監督下の教育を受ける孤児(同4号)
- ・刑務作業・公益奉仕労働に従事する受刑者および刑事和解 (composition pénale) の枠組みの中で無報酬の労働に従事する者 (同 5 号)
- ・法令に基づき、または、法令の適用のために設置された、社会福祉を目的とする機関の 活動に無報酬で参加する者であって、他の規定によって労災保険の適用を受けない者(同 6号)
- ・労働法典 L.3142-42 条~L.3142-47 条の適用によって、行政的な委員会または労使同数 委員会等の出席のために指名された労働者(社会保障法典 L.412-8 条 7 号)
- ・船員(同8号) ※条件付き
- ・社会経済委員会、安全衛生労働条件委員会の委員等をそれぞれ対象とする研修を受講する者(同9号)
- ・積極的連帯手当(revenu de solidarité active)の受給者(同 10 号)
- · 求職者(同 11 号)
- ・特別な争訟の審理のために任命された労働者、組合代表委員(同 12 号)
- ・国民役務法典に定められた条件のもとで市民奉仕活動に応募した者(同13号)
- ・経済活動の創出・再開の援助(商法典 L.127-1 条)によって利益を受ける者(社会保障 法典 L.412-8 条 14 号) ※条件付き
- ・自発的参入契約(contrat de volontariat pour l'insertion. 国民役務法典 L.130-4 条)を 締結した者(社会保障法典 L.412-8 条 15 号)
- 地方議員等(同 16 号)
- ・企業家と労働者の中間的地位を有する者等(同17号) ※条件付き
- ・スポーツ担当大臣が定めるリスト (スポーツ法典 L.221-2 条参照) に高水準のスポーツ 選手として登録されている者 (同 18 号)

・障害者の機能再訓練・職業再教育等を実施する施設・サービス(社会福祉・家族法典 L.312-1 条 1 項 5 号)の受給者(社会保障法典 L.412-8 条 19 号)

(2) 任意加入の対象者

(i) 個別的任意加入

強制加入の対象に含まれない者は、労災保険制度に任意に加入することができる(個別的任意加入。社会保障法典 L.743-1 条)。一般制度の労災保険制度に任意加入する権利は強制加入の対象者以外の者に広く与えられており、特段の条件は付されていない(同条)。

こうした個別的任意加入の仕組みは、労災保険部門以外の一般制度の部門にも、1946年の 創設時から組み込まれていたものであり、その目的は、職業活動に全く従事していないか、 または従事の程度が不十分であるために受給権を全く有しない者を保護することにあった¹⁰。 もっとも、一般制度がカバーするリスクのうち疾病および妊娠については、1978年1月2日 の法律¹¹によって個人加入(assurance personnelle)の制度が整備されたことにより、一般 制度の任意加入の機能は大幅に縮小した¹²。一方、労働災害・職業病のリスクについては、任 意加入の仕組みが現在でも一定の役割を果たしている。

個別的任意加入の申請先は、初級金庫である(社会保障法典 R.734-1 条)。申請の際には、保険料および保険給付額の算定のため、年間賃金(salaire annuel)を通知しなければならない(社会保障法典 R.734-2 条)。保険給付の内容は、休業補償(社会保障法典 L.433-1 条)が支給されないことを除き、強制加入の場合と共通である(社会保障法典 R.743-3 条)。

(ii)集団的任意加入

租税一般法典 200 条の適用を受ける公益性のある施設・組織は、ボランティアの全部または一部について、一般制度の労災保険制度に任意加入することができる(集団的任意加入。 社会保障法典 L.743-2 条)。

任意加入の申請は、個別的任意加入の場合と同様、初級金庫に対して行う(社会保障法典R.743-4条)。保険給付の内容は、休業補償(社会保障法典L.433-1条)および障害補償一時金(社会保障法典L.434-1条)が支給されない点を除き、強制加入の場合と同一である(社会保障法典R.743-5条)。保険料および保険給付額は、年間最低基準賃金(社会保障法典L.434-16条)を基礎として算定される(社会保障法典R.743-7条)。

¹⁰ V. Chauchard (J.-P.), Kerbourc'h (J.-Y.) et Willmann (C.), Droit de la sécurité sociale, 8e éd., LGDJ, 2018, p.183.

¹¹ Loi n° 78-2 du 2 janvier 1978 relavtive à la généralisation de la sécurité sociale.

¹² その後、1999 年 7 月 27 日の法律(Loi n° 99-641 du 27 juillet 1999 portant création d'une couverture maladie universelle)により普遍的医療保障(couverture maladie universelle)の制度が創設されたことに伴い、個人加入の制度は廃止された。

第四節 保険財政

1. 財源

被用者疾病保険金庫は一般制度の疾病保険部門も運営しているが、労災保険部門の財政は独立しており、全国被用者疾病保険金庫の労働災害・職業病委員会(→**第三節 1. (1)**)が管理している。財源¹³の大部分を占めるのは保険料である。そのほかの財源としては、第三者から得た求償金、罰金(社会保障法典 L.241-5 条)、国庫補助がある。

2. 保険料

(1) 保険料の負担者

(i)強制加入の場合

強制加入の場合には、保険料は使用者のみが負担する(社会保障法典 L.241-5 条)。

(ii) 任意加入の場合

個別的任意加入 (\rightarrow **第三節 2. (2) (i)**) の場合には、保険対象者が保険料を負担するのが原則である (社会保障法典 L.743-1 条)。但し、プラットフォームワーカーが労災保険制度に任意加入した場合には、プラットフォーマーが保険料を負担しなければならない(労働法典 L.7342-2 条。 \rightarrow **第九節 3. (2)**)。

集団的任意加入(→**第三節 2. (2) (ii)**) の場合には、労災保険制度への加入を申請した施設または組織が保険料を負担する(社会保障法典 L.743·2 条)。

(2) 保険料の算定

(i) 算定基礎

保険料の算定基礎となる労働者の稼働所得(revenus d'activité)には、名称に関わらず、労働または就業等と引き換えに、または、これらの機会に支払われるべき総額等が原則として全て含まれる(社会保障法典 L.241-5 条、L.242-1 条 1 項、L.136-1-1 条 1 項)。保険料率の算定基礎となる賃金の額には上限は設けられていない。

(ii)保険料率

①概要

保険料率は、粗率(taux brut)と 4 種類の割増率($M1\sim M4$)を用いて、次の計算式によって算定されるのが原則である(社会保障法典 D.242-6-3 条)。

保険料率= $(M1+粗率) \times (1+M2) + M3+M4$

 $^{^{13}}$ 2018 年度は、保険料が約 92%、罰金が約 4%、第三者から得た求償金が約 3%であり、国庫補助は 0.007%であった(V. Caisse nationale de l'Assurance Maladie, $Rapport\ Annuel\ 2018$, 2019, p 7)。

2019年度の粗率は、平均で0.92%であった 14 。また、同年度の各種割増率はそれぞれ0.19%、0.57%、0.44%、0.04%であり、保険料率の平均は2.22%であった 15 。

②粗率

粗率は、企業の規模に応じて定められた 3 種類の方法によって、原則として事業所単位 16 で、1 年ごとに決定される(社会保障法典 D.242- 6 - 1 条以下)。

第1に、常時使用する労働者が150名以上の企業に関しては、粗率を事業所ごとに決定する個別方式がとられており、過去3年間に当該事業所で発生した労働災害(通勤災害を除く)に対する保険給付額に基づいて算定される。

第2に、常時使用する労働者が20名未満の企業に関しては、粗率を産業・職業分野ごとに決定する集団方式がとられており、過去3年間の当該産業・職業分野における労働災害(通勤災害を除く)に対する保険給付額に基づいて算定される¹⁷。ある事業所をどの産業・職業分野に分類するかは、地域圏金庫が決定する。

第3に、常時使用する労働者が20名以上149名以下の企業に関しては、個別方式と集団 方式を組み合わせた混合方式を用いて粗率が決定される。

③4種類の割増率

各種割増率 (M1~M4) は、次の費用にそれぞれ対応するものであり、全国被用者疾病保険金庫の労働災害・職業病委員会によって1年ごとに決定される。

M1は、通勤災害への給付に対応する加算である(社会保障法典 D.242-6-9 条 1 号)。

M2 は、職業再教育、職業再転換の費用、全国労働災害基金(Fonds national des accidents du travail)の管理費用、一般制度の労災保険部門から疾病・出産・障害・死亡部門に対する年間給付額(社会保障法典 L.176-1 条)の 50%に対応する支出 18 等をカバーするための加算である(社会保障法典 D.242-6-9 条 2 号)。

M3 は、一般制度以外の労災保険制度との間の財政調整に対応する支出、特別会計 (compte spécial) に登録される職業病 (D.242-6-5 条) ¹⁹に対応する支出、石綿被害者のための 2 つ

_

¹⁴ *Ibid.*, p.15.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ 但し、個別方式または混合方式の対象となる企業は、同一のリスクのカテゴリーに属する複数の事業所について、単一の保険料を設定することを求めることができる(社会保障法典 D.242-6-1 条)。

^{17 2020} 年度の各産業・職業分野の粗保険料率は、V. Arrêté du 27 décembre 2019 relatif à la tarification des risques d'accidents du travail et de maladies professionnelles pour l'année 2020, art.1., annex 1.

 $^{^{18}}$ 一般制度の労災保険部門から疾病・出産・障害・死亡部門には、財政調整として、毎年一定額の支出がなされている(社会保障法典 L.176-1 条)。本文中に記載したように、割増率のうち M2 および M3 には、この支出をカバーする部分が含まれている。こうした取扱いは、疾病・出産・障害・死亡部門からの保険給付のなかには、本来であれば労災保険制度の対象になる災害や疾病に当たるにも関わらず、労災保険部門ではなく疾病・出産・障害・死亡部門からの保険給付として処理されたものが含まれているとの認識に基づくものである(同条参照)。 19 職業病への保険給付額が特別会計の対象となるのは、労働者がどの使用者のもとで疾病に罹患したか特定することができない場合等である(V. Arrêté du 16 octobre 1995 pris pour l'application de l'article D. 242-6-5 du code de la sécurité sociale relatif à la tarification des risques d'accidents du travail et de maladies

の基金 20 への拠出、一般制度の労災保険部門から疾病・出産・障害・死亡部門に対する年間給付額(社会保障法典 L.176-1 条)の 50%に対応する支出等をカバーするための加算である(社会保障法典 D.242-6-9 条 3 号)。

M4 は、職業病または(固有の意味の)労働災害によって永続的労働不能に陥った者のうち一定の条件を充たす者につき、原則として 62 歳とされている退職年金の受給開始年齢が60 歳に引き下げられること(社会保障法典 L.351-1-4 条 1 項、D.351-1-8 条)に伴って生じる追加的な費用等をカバーするための加算である(社会保障法典 D.242-6-9 条 4 号)。

(iii) 保険料の調整

地域圏金庫は、使用者がとった予防措置・管理措置の内容や特別なリスクを考慮して、上記の方式によって算定された保険料を割り引くことまたは追加保険料(cotisations supplémentaires)を賦課することができる(社会保障法典 L.242-7 条)。この制度の趣旨は、使用者に対し労働災害の予防措置をとるインセンティブを付与することにある 21 。

①保険料の割引

地域圏金庫は、使用者が際立った予防努力をし労働災害の頻度または重大性を低下させうる措置をとった場合には、保険料率の引下げという形で保険料を割り引くことができる²²。 粗率の引下げの対象となるのは、集団方式または混合方式によって保険料が算定される企業に限られる²³。粗率の引下げの上限は 25%である²⁴。一方、通勤災害への給付に対応する割増率(M1)の引下げは、25%から 87.7%までの範囲で行われる²⁵。

2018 年度に保険料の割引が認められた事業所数は併せて 855 であり、割引かれた保険料の総額は 1018 万 7528 ユーロであった 26 。

特別会計からの支出の実態については、V. Cours des comptes, Rapport sur l'application des lois de financement de la sécurité sociale, 2018, p.306.

professionnelles, art.2)

²⁰ 石綿被害者補償基金(Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante. FIVA)および石綿労働者早期引退 基金(Fonds de cessation anticipée d'activité des travailleurs de l'amiante. FCAATA)。

 $^{^{21}}$ V. Borgetto (M.) et al., supra note 6, pp.881-882.

²² Arrêté du 9 décembre 2010 relatif à l'attribution de ristournes sur la cotisation ou d'avances ou de subventions ou à l'imposition de cotisations supplémentaires en matière d'accidents du travail ou de maladies professionnelles, art.2, Arrêté du 19 septembre 1977 relatif à l'attribution de ristournes sur la majoration forfaitaire correspondant à la couverture des accidents de trajet, art.1.

²³ Arrêté du 9 décembre 2010 relatif à l'attribution de ristournes sur la cotisation ou d'avances ou de subventions ou à l'imposition de cotisations supplémentaires en matière d'accidents du travail ou de maladies professionnelles, art.2.

²⁴ *Ibid.*, art.5.

 $^{^{25}}$ Arrêté du 19 septembre 1977 relatif à l'attribution de ristournes sur la majoration forfaitaire correspondant à la couverture des accidents de trajet, art. 4.

²⁶ V. Caisse nationale de l'Assurance Maladie, supra note 13, p. 42.

②追加保険料

地域圏金庫は、特別なリスクの存在等を考慮して、使用者に追加保険料を賦課することができる(社会保障法典 L.242-7 条)。労働法典への違反が労働監督の手続(労働法典 L.8113-7 条)によって確認された事実や、全国被用者疾病金庫・地域圏金庫が求める予防措置(社会保障法典 L.422-1 条、L.422-4 条参照)を使用者がとらなかった事実は、特別なリスクの存在を示すものとして、追加保険料を賦課する事情となりうる(社会保障法典 L.242-7 条)。

追加保険料の金額は、通常の保険料の 25%以上と定められている²⁷。追加保険料の賦課の原因となった状況を一定の期間内に使用者が改善しない場合には、追加保険料の金額は、通常の保険料の 50%まで自動的に増額される²⁸。当該期間の終了時から 6 ヶ月が経過してもなお改善がみられない場合には、その金額は、通常の保険料の 200%まで自動的に引き上げられる²⁹。追加保険料の対象となる期間は事案に応じて異なり、数日間にとどまる場合もあれば、数年に及ぶ場合もある³⁰。

2018 年度に追加保険料を命じられた事業所数は 844 であり、その総額は 992 万 9921 ユーロに上った 31 。

(3) 保険料の徴収

保険料の徴収は、社会保障・家族給付保険料徴収連合(Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales. URSSAF)によって行われる(社会保障法典 L.213-1 条 1 号)。

第五節 保険事故

労災給付の対象となる保険事故には、(固有の意味の)労働災害 (accident du traival proprement dit)、職業病および通勤災害の3つがある。

1. (固有の意味の) 労働災害

社会保障法典 L.411-1 条によれば、(固有の意味の) 労働災害とは、「労働することにより、または、労働を契機として生じた災害」のことを指す。もっとも、①「災害 (accident)」の概念や、②「労働することにより、または、労働を契機として」の意義については、これを具体化する法令や行政解釈はない。裁判所は、①・②のいずれについても、その内容を広く

²⁹ *Ibid.*

²⁷ Arrêté du 9 décembre 2010 relatif à l'attribution de ristournes sur la cotisation ou d'avances ou de subventions ou à l'imposition de cotisations supplémentaires en matière d'accidents du travail ou de maladies professionnelles, art.8.

²⁸ Ibid.

³⁰ V. Caisse nationale de l'Assurance Maladie, *supra* note 13, p.44.

³¹ Ibid.

解釈する姿勢を示している。

(1) 災害の発生

(固有の意味の)労働災害に対する保険給付が認められるためには、まずはじめに、災害が発生したといえることが必要である(上記①の問題)。下記(→第五節2.)のように、労働者の損傷を発生させる出来事が「災害」には当たらず、「疾病(maladie)」の領域の問題であると判断された場合には、労働者が罹患した疾病が職業病表に掲載されていない限り、保険給付の対象にはならないのが原則である。そのため、フランスの労災保険制度のもとでは、「災害」と「疾病」の区別が重要な意味を持つ。

破毀院の判例法理は、災害概念を拡大する方向で展開してきた。かつての裁判所は、災害概念を構成する要素として、突発性(soudaineté)に加え、人体への損傷が暴力的な行為によって生じたこと(=暴力性〔violence〕)および当該損傷を引き起こす原因となる事実が外部にあること(=外部性〔extériorité〕)を挙げる傾向にあった³²。しかし、現在では、暴力性および外部性の要素は重視されておらず、心身の損傷³³を引き起こす突発的な出来事一般が「災害」に当たると解されている。例えば、蚊に刺されたことによってマラリアを発症する³⁴等、心身への損傷が暴力的な行為によって生じたとはいえない場合や、無理な動作をして身体を損傷する等、外部性の要素を充足するとはいいがたい場合にも、災害該当性は認められている³⁵。

更に、「突発性」の要素に関しては、字義通り突然であることは必ずしも必要ではなく、当該出来事が発生した時点を特定することが可能であることを意味するに過ぎないものと解されている³⁶。反対に、労働者の損傷が段階的に現実化し、これを引き起こした出来事を時間的に特定することができない事案は、「災害」ではなく、「疾病」の問題として処理されることとなる³⁷。もっとも、災害の概念の拡大によって、災害と疾病との境界はかつて考えられていたほど明瞭なものではなくなっている³⁸。

(2) 災害の業務性

「災害」の発生が認められるとして、次に問題となるのは、当該災害が「労働することに

³² 例えば、Cass. soc., 19 décembre 1961, Bull. 1961, n° 1073.

 $^{^{33}}$ 精神的損傷を引き起こす出来事も、災害に該当しうる。労働者の精神的損傷をもたらした出来事が災害に当たるとの破毀院の判断が示された例としては、労働者が人事評価面談を契機にうつ状態に陥った事案(Cass. civ. 2e , 1er juillet 2003 , 9 02- $^{30.576}$) や、武器を所持した顧客から職場で脅迫を受けた労働者が精神的衝撃を受け、治療を要するストレス状態に陥った事案(Cass. civ. 2e , 15 juin 2004 , 9 02- $^{31.194}$) がある。

³⁴ アフリカ出張中に蚊に刺されマラリアを発症した事案につき、災害の発生を認めた例として、Cass. soc., 17 janvier 1991, n° 89-13.703.

³⁵ Cass. soc., 23 novembre 1961, *Bull.* IV, n° 204.

³⁶ 例えば、Cass. soc., 2 avril 2003, n° 00-21.768.

³⁷ Cass. soc., 21 octobre 1985, n° 84-12.653, Cass civ. 2e, 18 octobre 2005, n° 04-30.352.

³⁸ Chauchard (J.-P.) et al., *supra* note 10, p.439.

より、または、労働を契機として生じた」といえるか(「災害の業務性〔caractère professionnel〕」ないし「労働と災害との関連性」)である(上記②の問題)。破毀院は、この要件の充足の有無を、労働者が使用者の権力(autorité)のもとに置かれていたかどうかによって判断するという基本姿勢を示している。これは、労災保険への強制加入が義務付けられる根拠を、労働者が使用者に従属していることに基づく「権力危険」(risque de l'autorité)に求める立場を基礎とするものである 39 。

(i) 労働時間中に労働の場所で災害が発生した場合

使用者の権力のもとに置かれていたか否かを判断するうえで重要な要素と位置付けられているのは、災害が発生した時間および場所である。すなわち、破毀院によれば、労働時間中かつ労働の場所(lieu du travail)で生じた災害は、労働災害と推定される⁴⁰。労働災害の推定が働くためには、労働時間中であることと、労働の場所にいることの双方が必要であるが、ここでの「労働時間」と「労働の場所」はそれぞれ比較的緩やかに解釈されている。例えば、労働時間の前後に労働の場所で発生した災害は、労働災害と推定される⁴¹。また、労働者が災害発生時に工場・オフィス等の主要な企業施設を離れていた場合であっても、これに付属する土地・建物にいた場合は、上記の推定が働きうる⁴²。

これに対し、労働契約の停止中(例えば、病気休暇中⁴³、ストライキ中⁴⁴、懲戒処分としての出勤停止中⁴⁵)は、労働者が使用者の権力のもとには置かれていたとはいえないため、その期間中に発生した災害は、労働災害には当たらないのが原則である。

なお、テレワーク中の災害の業務性に関して、従来の裁判例は、労働者が自宅で勤務している最中に災害が発生した場合に労働災害の推定を認めることを前提とする判断を示していたが⁴⁶、2018年の法律によって追認された2017年のオルドナンスは、テレワークの場合の労働災害の推定に関する特別な規定を新たに設けた(→**第九節2.**)。

以上のように、労働時間中かつ労働の場所で生じた災害は、労働災害であることが推定さ

 $^{^{39}}$ 権力危険説は当初、使用者が無過失の労災補償責任を負う理論的根拠を権力危険に求める立場として登場したものであり、破毀院もこれを採用していた。1946 年に労災補償が一般制度の一部として再編され、使用者の無過失の労災補償責任は廃止されることとなったが、破毀院はその後も権力危険説の立場を維持している (Cass. ch. réunies, 28 juin 1962, 195 59-50.495 et 59-50.496)。

⁴⁰ 例えば、Cass. soc., 3 novembre 1994, n° 92-16.552.

⁴¹ Cass. civ. 2^e, 7 avril 2011, n° 10-16.157.

⁴² 例えば、労働者が勤務場所である工場を離れ、これを囲む壁の外側に位置する土手にいた際に交通事故に遭った事案では、使用者が当該土手を所有し駐車場として利用していたことから、使用者による監視・監督権限の行使が継続していたと評価され、災害の業務性が認められている(Cass. soc., 14 mars 1996, n° 94-10.430)。

そのほかの例として、Cass. ass. plén., 3 juillet 1987, n° 86-14.914[駐輪場]、Cass. soc., 20 novembre 1980, n° 79-12.454 [使用者が所有し企業委員会が管理していた社員食堂]、Cass. soc., 19 novembre 1970, n° 69-11.723 [工場に隣接する共同宿泊所]等がある(いずれも結論として業務性を肯定)。

⁴³ Cass. soc,. 6 mai 1964, *Bull.* IV, n° 385.

⁴⁴ Cass. soc., 6 juillet 1965, Bull. IV, n° 558.

⁴⁵ Cass. soc., 4 octobre 1979, n° 78-13.802.

⁴⁶ Cass. soc., 18 novembre 1993, n° 91-12.721, Cass. soc., 9 mars 1995, n° 93-10.918.

れる。被用者疾病保険金庫または使用者がこの推定を覆すためには、①被災者が使用者の権力を離脱していたことまたは②被災者の損傷が労働とは全く無関係の原因を持つことを立証しなければならない。

このうち、使用者の権力からの離脱(上記①)が認められる例としては、労働者が職務とは無関係のことをしていた場合47や持ち場を離れていた場合48が挙げられる49。同僚との喧嘩の場合には、その原因が仕事に関連する限り、被災者が喧嘩を始めた側だったとしても、使用者の権力から逸脱したとはいえないと判断されている50。また、労働とは全く無関係の原因を持つものと認められる場面(上記②)の典型例は、被災者の基礎疾患が自然的経過をたどったに過ぎない場合51や、被災者の職務とは無関係の動機に基づいて第三者が故意に災害を発生させた場合52である。労働とは無関係の原因によって災害が発生した可能性があることを基礎付ける事実が立証されたにとどまる場合には、労働災害の推定は覆らない53。

(ii) 労働時間外または労働の場所以外で災害が発生した場合

一方、ある災害が労働時間外または労働の場所以外で発生した場合には、上記の推定は働かない。この場合には、被災者側が災害と労働との関連性を立証しなければならない。

なお、判例によれば、出張中(移動中を含む⁵⁴)の災害は、業務上の行為を機に発生したか 日常生活上の行為を機に発生したかに関わらず、労働者が出張を個人的事由のために中断し たことを使用者または被用者疾病保険金庫が立証しない限り、労働災害に当たる⁵⁵。

(iii) 自殺の場合

労働者の自殺(未遂を含む)の事案56については、破毀院は、通常とは異なる判断枠組み

⁴⁷ 労働者が作業場を離れ、私物である原動機付き自転車を修理している最中に負傷した事案につき、災害の業務性を否定したものとして、Cass. civ. 2e, 3 avril 2003, n° 01-20.974.

 $^{^{48}}$ Cass. soc., 12 mai 1966, Bull. n° 457.

⁴⁹ 労働者が企業施設内で献血を行い、自席に戻る途中に災害が発生した事案では、当該献血が使用者からの呼びかけに応じたものであり、その同意を得て、賃金が発生する労働時間中に企業施設内で行われたものであったことから、使用者の権力を離脱していたとはいえないと判断されている(Cass. soc., 22 mars 1979, n° 78-10.508)。

⁵⁰ Cass. soc., 12 juillet 1990, n° 88-16.127, Cass. civ. 2e, 12 juillet 2007, n° 06-17.256.

⁵¹ 労働者の腹部大動脈の動脈瘤が勤務中に自然破裂し死亡した事案につき、動脈瘤破裂の原因が専ら労働者の基礎疾患にあり、労働とは全く無関係であったことを理由に、災害の業務性を否定したものとして、Cass. civ. 2°, 6 avril 2004, n° 02-31.182.

また、労働者が心肺停止後に死亡した事案につき、死因が外傷性傷害にあったことを示す証拠がないことおよび労働者が左心室肥大であったことから、当該死亡は労働とは全く無関係であったと判断した例として、Cass.civ. $2^{\rm e},\ 12$ mai $2011,\ n^{\rm o}$ 10-15.727.

⁵² 労働者が労働時間中に職場で殺害された事案につき、殺害の動機が専ら労働者の政治活動にあったことを理由に、労働災害の推定が覆されたとの判断を示したものとして、Cass. soc., 1 juillet 1999, n° 97-18.990.

 $^{^{53}}$ 労働者が労働時間中に職場で殺害されたが、犯行に及んだ 2 名は特定されないままであったという事案につき、殺害の動機が労働者の思想や職場外での活動等にある可能性があることを理由に災害の業務性を否定した控訴院判決を破毀したものとして、Cass. soc., 15 juin 1995 , $^{\circ}$ 93-20.688.

⁵⁴ Cass. civ. 2e, 12 mai 2003, n° 01-20.968, Cass. civ. 2e, 16 septembre 2003, n° 02-30.396.

⁵⁵ Cass. soc., 19 juillet 2001, n° 99-21.536, Cass. civ. 2°, 12 octobre 2017, n° 16-22.481.

 $^{^{56}}$ 労働者の故意 (faute intentionnelle) によって災害が生じた場合には、労災保険給付は制限されるが (社会保障法典 L.453-1 条)、裁判例は、自殺が本人の意志によるものではないといえる場合や、無意識のうちに行われ

で業務性の有無を判断している。自殺のなかでも、職場外での自殺や勤務時間外の自殺は、「労働時間中」の要素または「労働の場所」の要素を欠くため、労働災害の推定が働かず、また、労働者が使用者の権力のもとに置かれていることを基礎付けるその他の事情もないため、災害の業務性の要件を充たさないのではないかとの見方もかつては示されていた。しかし、2007年の破毀院判決は、病気休暇中の労働者が自宅で自殺未遂をした事案につき、「労働者が使用者の従属のもとにない時点で生じた災害も、労働することによって生じたことを労働者が立証する限り、労働災害に該当する。」と判示し、労働者が自殺(未遂)当時、使用者の権力のもとに置かれていたかどうかを重視しない立場を明らかにした。この判決は、労働者の自殺の事案について、権力危険説を修正したものと理解されている57。もっとも、労働者の自殺が「労働することによって生じた」と認められるために、労働者がどのような事実を立証すべきかは明らかではなく58、下級審の判断は統一されていない状況にある59。

2. 職業病

職業病が保険事故に追加された 1919 年以降、フランスでは長らく、職業病表に限定列挙された疾病のみを保険給付の対象とする厳格なリスト主義がとられていたが、1993 年 1 月 27 日の法律⁶⁰によって個別鑑定の制度が創設され、混合システムに移行した。現在では、職業病表に基づく推定による職業病認定を原則としつつ、被災労働者の労働と疾病との因果関係を個別に審査する個別鑑定の仕組みがこれを補完している。

(1) 職業病表に基づく推定

職業病表には、職業上のものとみなされる疾患の種類のほか、当該疾患を惹起する可能性がある労働の種類(限定列挙または例示列挙)、最初の診断までの最長期間⁶¹等が記載されている。被災労働者等が、職業病表に記載されている疾病の一つに罹患したことと、当該表に記載された諸条件(当該疾病を惹起する可能性がある労働の一つに従事したこと、最初の診断が所定の期間内になされたこと⁶²等)を全て充足していることを立証した場合には、当該疾病は職業病であることが推定される(社会保障法典 L.461-1 条 5 段)。

たといえる場合には、労働者の故意によって災害が発生したとはいえないと判断する傾向にある (*V.* Badel (M.), Charbonneau (A.) et Lerouge (L.), *Droit de la santé et de la sécurité au travail*, Lextenso éditions, 2018, p.92)。職場での自殺につき、労働者の故意を否定した破毀院判決として、Cass. soc., 20 avril 1988, n° 86-15.690. ⁵⁷ Chauchard (J.-P.) et al., *supra* note 10, pp.440-441, 444-445.

 $^{^{58}}$ 業務性を否定した例として、Cass. civ. $^{2\circ}$, 3 avril 2003, $^{\circ}$ 01-14.160. [うつ状態にあるとの診断を受けていた 労働者が自宅で自殺した事案につき、従業員の変動によって企業内の雰囲気が大きく悪化していたことを認定しつつ、かかる事情が従業員全体に当てはまるものであったこと等を理由に業務性を否定した原審を支持]

⁵⁹ V. Badel (M.) et al., *supra* note 56, p.91.

⁶⁰ Loi n° 93-121 du 27 janvier 1993 portant diverses mesures d'ordre social.

⁶¹ 最初の診断までの期間の起算点は、当該事案で問題となるリスクへの曝露が終了した時点である (Cass. soc., 17 mars 1976 n° 75-11.054, Cass. soc., 14 janvier 1993, n° 90-18.110)。

 $^{^{62}}$ 疾患の種類が特定された時期が当該期間経過後であったとしても、診察によって被災者の損傷が確認された時期が当該期間内におさまっていれば足りる(Cass. soc., 14 janvier 1993, n° 90-18.110)。

判例によれば、この推定が覆されるのは、被災者の労働が疾病の発症や進行に全く影響を 及ぼしていないことが立証された場合⁶³や、労働者の基礎疾患が通常の経過をたどったに過 ぎないことが立証された場合⁶⁴である。

職業病表は、コンセイユ・デタのデクレの形で定められている。新たな医学的知見を反映させるため、その内容は、労働条件政策委員会 (Conseil d'orientation des conditions de travail) からの意見聴取を経て、デクレによって改定されうる (社会保障法典 L.461-2 条)。職業病表の数は当初は 25 であったが、その後の改廃を経て、2020 年 6 月現在、99 の表が存在する (なお、Covid-19 は現時点では職業病表に掲載されていない)。

職業病表に掲載されている疾病は、①急性または慢性の中毒の症状を発症する疾病、②微生物による感染症、③労務遂行に必要とされる特殊な環境または姿勢から生じる疾病の3つに大きく分かれる(同条)。

まず、急性または慢性の中毒の症状を発症する疾病(①)には、鉛の操作等による鉛中毒(表 1)や水銀またはその化合物等の使用等による疾病(表 2)等がある。この類型の疾病については、有害物質の操作または使用を含む労働⁶⁵に被災者が従事しており、当該物質に日常的に曝露されていたことが立証された場合には、職業病であることが推定される(同条)。次に、微生物による感染症(②)の例としては、破傷風(表 7)や炭疽(表 18)等が挙げられる。これらの疾病に関しては、限定列挙された特定の種類の労働に日常的に従事していたことが立証された場合には、職業病であることが推定される(同条)。

最後に、労務遂行に必要とされる特殊な環境または姿勢から生じる疾病(③)には、石綿の吸入による肺がん・気管支がんの発症(表 30 の 2)、騒音による聴覚鈍麻(表 42)、特定の動作や姿勢によって生じる関節周囲の疾患(表 57)等が含まれる。この類型の疾病については、第1・第2の場合と異なり、「日常的に」当該環境に置かれていたことまたは当該姿勢をとっていたことは要件とされていない。その一方で、これらの疾病を引き起こす可能性があるものとして列挙されている労働の種類は限定されている。

(2) 個別鑑定

(i) 要件

職業病表の推定が働かない場合であっても、一定の要件を充たす場合には、個別鑑定と呼ばれる特別な手続によって職業病の認定を受けることができる。個別鑑定による職業病認定は、次の2つの場合に限って認められている。

1 つは、労働者が職業病表に掲載されている疾病に罹患したが、当該表に記載された条件

⁶³ Cass. soc., 19 juillet 2001, n° 99-20,214.

⁶⁴ 手根管症候群 (表 57) への罹患および職業病表に記載された諸条件の充足が認められるものの、被災者が採用前から当該疾病に罹患していた事案につき、被災者の病状が労働によって悪化したことが立証されていないことを理由に、職業病としての保険給付を認めなかったものとして、Cass. soc., 13 mai 1993, n° 91-16.091.

⁶⁵ 職業病表には主な労働の種類が例示列挙されている (社会保障法典 L.461-2 条)。

の少なくとも1つを充たさない場面において、当該疾病の直接的な原因が被災者の日常的な 労働にあること(directement causée par le travail habituel)が立証された場合である(社 会保障法典 L.461-1 条 6 段)。判例は、被災者の日常的な労働が当該疾病の唯一の原因であ ることや本質的な原因であることまでは求められないとしているが66、具体的な判断基準は 示されていない。

もう1つは、職業病表に掲載されていない疾病(リスト外の疾病)について、当該疾病が 被災者の死亡または 25%以上67の永続的な労働不能68をもたらすものであり、かつ、その本 質的かつ直接的な原因が被災者の日常的な労働にあること(essentiellement et directement causée par le travail habituel) が立証された場合である(社会保障法典 L.461-1 条 7 段、 R.461-8 条)。

(ii)手続

上記の要件のうち、被災者の労働と疾病との因果関係に係る要件については、地域圏職業 病認定委員会(comité régional de reconnaissance des maladies professionnelles)の意見 を尊重した判断が行われる。すなわち、初級被用者疾病保険金庫は、個別鑑定の申請があっ た場合には、被災者の疾病の直接的な原因が日常的な労働にあるか否か(リストに掲載され た疾病の場合)、あるいは、当該疾病の本質的かつ直接的な原因が日常的な労働にあるか否か (リスト外の疾病の場合) について、地域圏職業病認定委員会の意見を聴取する(社会保障 法典 L.461-1 条 8 段)。地域圏職業病認定委員会による因果関係の判断は、初級被用者疾病 保険金庫を拘束する(同上)。

地域圏職業病認定委員会は、3名の医師によって構成される(社会保障法典 D.461-27 条)。 その内訳は、①地域圏顧問医またはこれを代理する医師、②地域圏労働監督医またはこれを 代理する医師、③職業性疾病の分野に特に精通した大学教授兼臨床医または臨床医である (同上)。

(3) 精神疾患の職業病認定

2020年6月現在、精神疾患は、職業病表には一切掲載されていない。従って、精神疾患に 罹患した被災者等が職業病に対する保険給付を受けるためには、個別鑑定の手続によって職 業病の認定を受ける必要がある。なお、精神疾患の発症をもたらした出来事が「災害

⁶⁶ Cass. soc., 19 décembre 2002, n° 00-13.097.

 $^{^{67}}$ 当初は 66.66%以上の永続的な労働能力喪失が要件とされていたが、2002 年のデクレ改正により 25%に引き 下げられた。

⁶⁸ 労働不能率は、障害指標表を参照しつつ、被災者の障害の性質、全般的な状態、年齢、心身の機能、職業上の 適性、職業資格も併せて考慮したうえで決定される(社会保障法典 L.461-1 条 7 段、L.434-2 条。→第七節 2. (2))。個別鑑定の申請時に労働者の症状が固定していない場合には、労働者の死亡または25%以上の永続的不 能をもたらすことが予測される状況にあれば、個別鑑定の手続の対象となる($Cass.\ civ.\ 2^{o},\ 19\ janvier\ 2017,\ n^{o}$ 15-26.655)

(accident) に該当すると認められる場合には、(固有の意味の) 労働災害の被災者等とし て保険給付を受けることができる (**→第五節 1.**) ⁶⁹。

精神疾患を職業病リストに追加することはこれまで幾度か検討されてきたが、実現には至 っていない。その背景には、職業病であることの推定という効果の発生を認めるための基準 を設定すること(特に、当該精神疾患を惹起する可能性が類型的に高い労働の種類を特定す ること)が困難であるという事情があることが指摘されている70。つまり、フランスでは、職 業病表に掲載する疾病に関しては、特定の種類の労働に従事することによって罹患リスクが 発生または増大するものに限るべきであるとの考え方が維持されている。

他方で、フランスでは近年、個別鑑定による精神疾患の職業病認定を推進する政策が展開 されている 71 。例えば、2015 年には、社会保障法典 L.461-1 条の改正によって、「精神疾患 は、本条4段および5段(筆者注:現在の6段および7段)に定められた条件のもとで、職 業病と認定されうる。」との一文が追加され(同条8段)、精神疾患が個別鑑定の手続によっ て職業病と認定される可能性があることが法律上明記された。また、既にみたように、個別 鑑定を行う地域圏職業病認定委員会は 3 名の医師によって構成されるが(→第五節 2. (2)

(ii))、2016年には、精神疾患の個別鑑定を行う場合には、このうちの1名として精神科を 専門とする医師を関与させることを認めるとともに、必要な場合にその都度、精神科を専門 とする医師の意見を求めることを可能とするデクレの改正が行われた(社会保障法典 D.461-27条)。

これらの法令の改正は、精神疾患に罹患した労働者またはその遺族が、個別鑑定による職 業病認定によって労災保険給付を受けることができる範囲を拡大することを目指すものであ ったが、実際にも、精神疾患に係る労災申請の件数および認定件数は近年著しく増加してい る⁷²。

3. 通勤災害

通勤災害に対する労災保険給付を受けるためには、法律が定める「通勤」の間に災害が発 生し、かつ、通勤と労働との関連性が認められることが必要である。

(1) 通勤該当性

社会保障法典 L.411-2 条によれば、「通勤」とは、労働の場所(lieu du travail)と次のい ずれかの地点との往復の経路のことを意味する73。

⁶⁹ 前掲注 33 参照。

⁷⁰ Chauchard (J.-P.) et al., *supra* note 10, p.473.

⁷¹ 詳しくは、河野奈月「フランスにおける精神障害の労災認定の現状」『「働き方改革」をめぐる労働立法と今後 の課題』(労働問題リサーチセンター、2020年) 103-107 頁参照。

⁷² 同上 104 頁参照。

⁷³ これらの地点は限定列挙であると解されている (V. Borgetto (M.) et al., supra note 6, p.685)。

- ・労働者の主たる住居、安定的な性質を持つ従たる住居または労働者が家庭上の事由のために日常的に赴くその他のあらゆる場所(同1号)
- ・レストラン、食堂またはより一般に、労働者が日常的に食事をとる場所(同2号)

上記のうち、「安定的な性質を持つ従たる住居」には、労働者が週末や休暇中に定期的に滞在している別荘等が該当しうる74。一時的な滞在場所はこれに当たらない75。また、労働者が2つの住居の間を行き来する途中で発生した災害は、住居と労働の場所との往復の経路で発生したものとはいえないため、通勤災害としては保護されない76。

「家庭上の事由のために日常的に赴くその他のあらゆる場所」の概念は、裁判所によって限定的に解釈されており、主たる住居または従たる住居と同視しうるような、日常的な滞在場所であることを要する⁷⁷。2週間に1度定期的に訪れていた両親の住居から職場に向かう途中で労働者が交通事故に遭った事案では、両親宅は一時的な滞在場所に過ぎないと評価され、通勤には当たらないと判断された⁷⁸。

本条 2 号の「労働者が…食事をとる場所」にはさまざまな場所が含まれうるが⁷⁹、当該場所で「日常的に」食事をとっていることが必要である。判例には、週 1 から 2 回の頻度で特定のカフェで食事をとっている場合に、日常性の要件の充足を認めたものがある⁸⁰。

なお、上記の意味での「通勤」の前後の移動や「通勤」の準備中に生じた災害は、通勤中に発生した災害とはいえないため、保険給付の対象にはならない。例えば、出勤前に自宅またはこれに付属する土地建物の中で発生した災害や、出退勤前に車庫や駐車場で発車または降車の準備をしている最中に発生した災害は、通勤災害とは認められない⁸¹。

(2) 通勤と労働との関連性(通勤の目的)

破毀院の判例によれば、通勤災害に対する保険給付が認められるためには、社会保障法典 L.411-2 条が定める「通勤」中に災害が発生したことに加え、実際の通勤が、遂行が予定され る労働または既に遂行された労働の必要性のために行われたものであることが必要である82。これは、講学上、通勤と労働との関連性または通勤の目的といわれる要件である。

裁判所は、通勤が労働の必要性のために行われたといえるかを厳格に問う傾向にある。例 えば、労働者が給与を受け取るために勤務時間外に職場に赴き、その帰途で災害が発生した

 $^{^{74}}$ 長年にわたって週末を友人宅で過ごしていたとの事情のもとで、当該友人宅がこれに当たることを認めた例として、Cass. soc., 17 juin 1965, *Bull.* IV, n° 491. なお、従たる住居と労働の場所との距離が離れていることは、通勤該当性を直ちに否定する事情とはならない(Cass. soc., 28 juin 1989, n° 86-18.907)。

⁷⁵ Cass. soc., 31 mars 1981, n° 80-11.187.

⁷⁶ Cass. soc., 10 février 1982, n° 81-10.370.

⁷⁷ Cass. soc., 5 juillet 1978, n° 77-13.837.

⁷⁸ *Ibid.*

⁷⁹ 公園がこれに当たることを認めた例として、Cass. soc., 8 novembre 1977, n° 76-14.668.

⁸⁰ Cass. soc., 9 mars 1977, n° 76-10.967.

 $^{^{81}}$ Cass. soc., 28 juin 1989, n° 87-10.242, Cass. soc., 28 juin 1989, n° 86-18.400.

⁸² Cass. soc., 25 mai 1972, n° 71-13.110.

事案では、通勤と労働との関連性が否定されている83。また、年次有給休暇中84や出勤停止中85 等、労働契約の停止中に行われた通勤は、労働の必要性のためのものとはいえず、通勤災害 としての保護は認められないと判断されている。育児休暇中の労働者が、使用者からの呼び 出しに応じて、復職の態様について話し合うために職場に赴き、自宅への帰路で交通事故に 遭ったという事案においても、労働契約が停止されていたことを理由に、通勤と労働との関 連性が否定されている86。

(3) 逸脱・中断

通勤災害に対する保険給付を受けるためには、労働者が選択した経路が「通常の経路 (itinéraire normal) 」といえるものでなければならず87、通勤を逸脱または中断した場合に は、逸脱・中断中および逸脱・中断後に生じた災害は保険給付の対象にならないのが原則で ある。

但し、次の場合には例外的に、逸脱中、逸脱後または中断後に生じた災害も、通勤災害と して保険給付の対象となる。

1 つ目は、逸脱・中断が「日常生活に不可欠な必要性」によって正当化される場合である (社会保障法典 L.411-2 条)。具体的には、食料品や日用品の買い物88、通院89、家族の送迎90、 税務上の申請91、社会保障給付の受給92、銀行預金の引き出し93等がこれに当たりうると解さ れている。

2 つ目は、逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合である(社会保障法 典 L.411-2 条)。裁判例には、職場から帰宅する途中に同僚を自宅に送り届けた場合94、労働 災害が原因で緊急に治療が必要な状態になったため、退勤後に病院に向かった場合95、業務 として出席が求められているセレモニーで着用するドレスの受取りのため、退勤後に店舗に

⁸³ Ibid.

⁸⁴ Cass. soc., 17 mars 1970, n° 69-10.608.

⁸⁵ Cass. soc., 4 octobre 1979, n° 78-13.802.

⁸⁶ Cass. soc., 28 juin 1989, n° 87-13.448.

⁸⁷ Cass. soc., 4 février 1987, n° 85-13.059.

⁸⁸ 逸脱を許容した裁判例として、夕食の準備のため、帰宅前に商店に立ち寄った事案 (Cass. soc., 15 octobre 1981, n° 80-13.579) や、昼食をとるために職場からカフェに向かう途中で、食料品を買いにシャルキュトリー に立ち寄った事案 (Cass. soc., 10 février 1994, n° 91-21.049) 等がある。

⁸⁹ Cass. soc., 28 juin 1989, n° 86-18.644, Cass. soc., 19 mars 1986, n° 84-14.406.

⁹⁰ 子どもを幼稚園に送迎した後、職場に到着する前に交通事故に遭った事案につき、逸脱を許容したものとし て、Cass. soc., 13 octobre 1994, n° 92-12.229. また、妊娠中の妻を医師の指示に従って休養させるため、義両 親の元に毎日車で送るとともに、退勤後に迎えに行き、その後一緒に帰宅していたという事案では、当該逸脱は 妻の妊娠および健康状態に関する緊急の必要性を理由とするものであったとして、通勤災害としての保護が認め られている (Cass. soc., 14 mai 1981, n° 80-11.905)。

⁹¹ Cass. soc., 18 novembre 1993, n° 91-18.614.

⁹² Cass. soc., 16 mai 1961, Bull. IV, n° 534.

⁹³ Cass. soc., 4 novembre 1976, n° 75-14.783.

⁹⁴ Cass. soc., 8 janvier 1975, nos 74-10.237 et 74-10.426.

⁹⁵ Cass. soc., 29 juin 1967, Bull. IV, n° 533.

立ち寄った場合96等について、この例外に当たることを認めたものがある。

なお、通勤の中断が正当化される場合であっても、中断中に生じた災害は通勤災害には当たらない⁹⁷。

第六節 認定手続

災害発生から労災保険給付の支給・不支給決定までの手続をめぐっては、被災者、使用者 および初級金庫がそれぞれとるべき措置が法令で詳細に定められている。

1. 被災者および使用者の義務

(1) (固有の意味の) 労働災害および通勤災害の場合

(i)被災者の義務

まずはじめに、被災労働者は、災害の発生について、使用者またはその雇用する労働者に対し 24 時間以内に通知する義務を負う(社会保障法典 L.441-1 条、R.441-2 条)。但し、不可抗力の場合、絶対的不能の場合または正当な事由がある場合は、この限りではない(社会保障法典 L.441-1 条)。被災者の通知義務違反に対する制裁は設けられておらず、労災保険給付を受ける権利が当該義務違反の事実のみによって失われることはない。

なお、労働災害の被災者は、療養の給付を受けるに当たり、医師を自由に選択することが認められているが(\rightarrow **第七節 1. (1)**)、被災者を診察した主治医は、診断書を 2 通作成し、そのうち 1 通を初級金庫に送付しなければならない(社会保障法典 L.441-6 条)。

(ii) 使用者の義務

次に、使用者またはその雇用する労働者は、被災者からの通知等を通じて認識した全ての災害について、当該認識の時点から 48 時間以内(日曜日・祝祭日を除く)に初級金庫に届け出なければならない(社会保障法典 L.441-2 条、R.441-3 条)。届出義務の対象には、業務性に疑義がある災害も含まれる。但し、地域圏金庫から許可を得た使用者は、休業または治療のいずれも伴わない災害については、専用の記録簿への登録をもって初級金庫への届出に代えることができる(社会保障法典 L.441-4 条、D.441-1 条)。

使用者は初級金庫への届出または休業の際に、保険給付の算定に必要な事実を伝えなければならない(社会保障法典 R.441-4 条)。また、使用者は被災者に対し、療養の給付を無償で受けるために必要な災害カード(feuille d'accident)を交付しなければならない(社会保障法典 L.441-5 条)。

使用者がこれらの義務に違反した場合には、初級金庫は、被災者に支給された保険給付の

Cass. soc., 5 juin 1970, ii 69-11.624

⁹⁶ Cass. soc., 3 juin 1970, n° 69-11.824.

⁹⁷ Cass. soc., 8 décembre 1982, n° 81-12.317, Cass. soc., 28 juin 1989, n° 86-18.812.

費用の償還を求めることができる(社会保障法典 L.471-1 条)。また、これらの義務への違反は、刑事罰の対象ともなる(社会保障法典 L.471-1 条、L.114-17-1 条)。

なお、使用者が初級金庫の届出を行わない場合には、被災者またはその代理人が初級金庫に直接届け出ることもできる(社会保障法典 L.441-2 条)。この届出は、災害発生日の翌年度末までに行う必要がある(同条)。

(2) 職業病の場合

職業病の場合には、使用者ではなく被災者が、労働の中断から 15 日以内に初級金庫への 届出を行わなければならない(社会保障法典 L.461-5 条、R.461-5 条)。医師は疾病の性質を 記載した診断書を 3 部作成し被災者に交付する(社会保障法典 L.461-5 条)。被災者は初級 金庫への届出の際にこのうち 2 部を添付しなければならない(同条)。

2. 初級金庫の義務

被災者またはその代理人から届出を受けた場合、初級金庫は、届出の写しを使用者に送付する(社会保障法典 R.441-6 条)。また、被災者等または使用者から届出を受けた初級金庫は、労働監督官に通知する義務を負う(社会保障法典 L.441-3 条)。

初級金庫は、顧問医による被災者の検診を実施することができるが(社会保障法典 R.442-1条)、顧問医と主治医との間で被災者の状態に関する見解の不一致があり、とりわけ、それが損傷または疾病の業務性に関わる医学的次元の問題に関するものである場合、または、被災者による明示の申請がある場合には、専門医学鑑定の手続をとらなければならない(同条)。

保険給付の支給・不支給決定までの期間に関する規律は次の通りである。まず、初級金庫は、労働災害・通勤災害の場合には30日以内に、災害の業務性を判断するか、または、調査 (investigation) を開始しなければならない(社会保障法典R.441-7条)。初級金庫が調査を開始した場合には、90日以内に災害の業務性を判断しなければならない(社会保障法典R.441-8条1項)。これらの期間の起算点は、初級金庫が災害の届出および初診時の診断書を受領した時点である(社会保障法典R.441-7条、R.441-8条1項)。

これに対し、職業病の場合には、120 日以内に、職業病の認定・不認定を判断するか、または、地域圏職業病認定委員会への付託をしなければならない(社会保障法典 R.461-9 条 1 項)。この期間の起算点は、初診時の診断書や補足的な検査の結果を含む資料一式を受領した時点である(同上)。地域圏職業病委員会に付託した場合には、付託時から 120 日以内に、職業病の認定・不認定を判断しなければならない(社会保障法典 R.461-10 条)。

3. 使用者による留保

ある災害または疾病が労働災害または職業病と認定されることは、使用者の将来の保険料の増額につながりうる(→**第四節 2. (2) (ii) ②**)。そのため、使用者には、初級金庫への災

害の届出から 10 日以内、あるいは、被災者側からの災害または職業病の届出の写しの送付を初級金庫から受けてから 10 日以内に、理由を付したうえで留保することが認められている(社会保障法典 R.441-6 条)。使用者が留保した場合には、初級金庫は調査を実施する義務を負う(社会保障法典 R.441-7 条)。

4. 不服申立て

初級金庫が支給決定を行った場合、使用者は、社会保障に関する一般的争訟の手続でこれを争うことができる⁹⁸。但し、被災者・金庫間の関係と使用者・金庫間の関係は相互独立であるため、この争訟において使用者が勝訴したとしても、被災者と金庫との関係では支給決定が覆されるわけではない⁹⁹。

一方、被災者またはその遺族は、初級金庫による不支給決定がなされた場合には、社会保障に関する一般的争訟の手続でこれを争うことができるが、同様の理由から、この訴訟の帰趨は使用者には原則として影響を及ぼさない¹⁰⁰。

第七節 保険給付

1. 現物給付

保険給付のうち現物給付としては、療養の給付のほか、機能回復訓練、職業再教育等がある。

(1) 療養の給付

疾病保険の場合の給付内容と比較すると、労災保険給付としての療養の給付には、患者の一部負担金が原則として存在しないという特色と、償還払い方式ではなく、第三者支払い方式 (tiers payant)、すなわち、初級金庫から医師、薬剤師または医療補助者に対し報酬を直接支払う方式がとられており(社会保障法典 L.432-1 条以下)、患者による費用の立て替えも不要であるという特色がある。

被災者には医師、薬剤師等を自由に選択することができる(社会保障法典 L.432-2 条)。被災者が労災保険給付としての療養の給付を受けるためには、医療機関に対し、使用者等から交付された災害カード(\rightarrow **第六節 1. (1) (ii)**)を提示しなければならない。医師・医療補助者が災害カードを提示した被災者に対し報酬の支払いを求めることは禁止されている(社会保障法典 L.432-3 条)。

⁹⁸ 使用者が留保の手続をとっていなかったとしても、初級金庫による支給決定を事後的に争うことができなくなるわけではない (Cass. civ. 2°, 19 juin 2008, n° 07-12.770)。

 $^{^{99}\,}$ Cass. civ. $2^{\rm e},\,19$ février 2009, n° 08-10.544.

¹⁰⁰ Cass. civ. 2e, 7 novembre 2019, n° 18-19.764.

(2) 機能回復訓練

被災者のけがの治癒・安定化や永続的な労働不能の緩和に資すると見込まれる場合には、機能回復訓練(réadaptation fonctionnelle)を受けることができる(社会保障法典 L.432-6 条、R.432-6 条)。機能回復訓練の内容には、公的施設または認可を受けた民間施設への受入れが含まれうる(社会保障法典 L.432-7 条)。

(3) 職業再教育

災害によって元の職務を遂行することが不適格な状態に陥った被災者は、職業再教育を無償で受けることができる(社会保障法典 L.432-9 条)。職業再教育は、企業外の公公的施設または民間施設で実施される場合もあれば、企業内で実施される場合もある(同条)。

(4) その他

その他の現物給付としては、再就職斡旋(reclassement professionnel. 社会保障法典 L.432-10 条) や職業訓練個人口座 (compte personnel de formation. 労働法典 L.6323-1 条) への一定額の加算(社会保障法典 L.432-12 条)がある。

2. 金銭給付

金銭給付としては、休業補償、障害補償および遺族年金の3種類の給付がある。

(1) 休業補償

被災者が一時的な労働不能に陥った場合には、休業補償が支給される(社会保障法典 L.433-1条以下)。支給の対象となるのは、休業 2 日目 101から治癒、症状固定または死亡までの、日曜日・祝祭日を含む全ての日である(社会保障法典 L.433-1条)。休業補償の受給中に有償または無償で労働に従事することは、原則として許されない 102。

休業補償の金額は、休業 28 日目までは 1 日当たりの賃金 (salaire journalier. 月払いの場合は前月の賃金を 30.24 で除したもの[社会保障法典 R.433-4 条 1 号]) の 60%、休業 29 日目以後はその 80%である (社会保障法典 L.433-2 条、R.433-1 条、R.433-3 条)。休業補償の金額の算定基礎となる賃金 (salaire) は、労災保険料の算定基礎となる報酬 (\rightarrow **第四節 2.(2)**

(i)) のことを意味する(社会保障法典 R.436-1条)。賃金以外の収入は、休業補償の算定基礎には含まれない(同条)。算定基礎となる 1 日当たりの賃金の額には、社会保障年間賦課限度額(plafond annuel de la sécurité sociale. 2020 年度は 4 万 1136 ユーロ)の 0.834%という上限が設定されている(社会保障法典 L.433-2条、R.433-2条)。

なお、休業補償は、使用者が労働契約や労働協約等に基づいて被災者に賃金を支払ってい

¹⁰¹ 労働災害が発生した当日については、使用者が賃金支払義務を負う(社会保障法典 L.433-1 条)。

¹⁰² Cass. soc., 12 décembre 2002, n° 01-20.189.

る場合にも支給されるが、この場合には、使用者が被災者の権利に代位する(社会保障法典R.433-12条)。

(2) 障害補償

被災者が永続的な労働不能に陥った場合には、障害補償が一時金または年金の形で支給される。支給方式は、労働不能率が 10%未満の場合は一時金、10%以上の場合には年金である(社会保障法典 L.434-1 条、L.434-2 条、R.434-1 条)。労働不能率は、障害指標表を参照しつつ、被災者の障害の性質、全般的な状態、年齢、心身の機能、職業上の適性、職業資格も併せて考慮したうえで決定される(社会保障法典 L.434-2 条)。

障害補償一時金の金額はデクレによって定められており、被災者の労働不能率に応じて異なる(社会保障法典 L.434-1 条、D.434-1 条)。

障害補償年金の額は、(a) 被災者の労働不能率を所定の方法で修正した値と(b) 被災者の年間賃金額(salaire annuel) を乗じて算定される(社会保障法典 L.434-2 条)。

上記(a)については、上記の方法で決定された労働不能率のうち、50%以下の部分は0.5倍とし、50%を超える部分は1.5倍とするという形で計算された修正労働不能率が用いられる(社会保障法典R.434-2条) 103 。

また、上記 (b) については、①休業前 12 ヶ月間の賃金総額¹⁰⁴ (社会保障法典 R.436-1条、R.434-29条) と②年間最低基準賃金 (2020年4月1日以降は1万8631.28 ユーロ) との関係に応じて、算定の際に用いられる値が異なる (社会保障法典 L.434-15条、L.434-16条、R.434-28条)。まず、①の値が②の値を下回る場合には、②の値が用いられる。これに対し、①の値が②の値を上回る場合には、②の2倍以下の部分は全て考慮され、②の2倍超8倍以下の部分は3分の1のみ考慮される。①のうち②の8倍を超える部分は、一切考慮されない。

(3) 遺族補償

被災者が死亡した場合¹⁰⁵には、配偶者(内縁の場合を含む)、民事連帯契約(pacte civil de solidarité, PACS)のパートナー、子および直系尊属は、一定の条件のもとで、遺族補償として終身年金を受給することができる(社会保障法典 L.434-7 条以下)。遺族年金の受給者が複数おり、その総額が被災者の年間賃金額の 85%を超える場合には、按分して支給される(社会保障法典 L.434-14 条、R.434-16 条)。

 $^{^{103}}$ 例えば、労働不能率が 30%の場合には、修正労働不能率は $30\times0.5=15\%$ であり、労働不能率が 80%の場合には、修正労働不能率は $50\times0.5+$ ($80\cdot50$) $\times1.5=70\%$ である。

¹⁰⁴ 賃金以外の収入は、任意加入の場合を除き、障害補償年金の算定基礎とはならない(社会保障法典 R.436-1 条)。

 $^{^{105}}$ なお、被災者が死亡した場合には、遺族年金とは別に、葬祭料(社会保障法典 L.435-1 条)および遺体搬送費用(社会保障法典 L.435-2 条)も支給される。

(i)配偶者等

被災者の配偶者(内縁の場合を含む)または PACS のパートナー(以下、「配偶者等」という)が遺族年金を受給することができるのは、①婚姻、PACS または事実婚の状態(以下、「婚姻等」という)が災害前に成立していること、②婚姻等の成立が被災者の死亡より 2 年以上前であること、または、③被災者との間に子がいることのいずれかの要件を充たす場合である(社会保障法典 L.434-8 条、R.434-10 条)。配偶者等が被災者と離婚していた場合または別居中であった場合には、扶養定期金 (pension alimentaire) を得ていたのでない限り、遺族年金を受給することはできない(社会保障法典 L.434-8 条)。配偶者等が再婚した場合(内縁の場合を含む)または新たな PACS の締結をした場合には、遺族年金の受給権は原則としてその時点で失われる(社会保障法典 L.434-9 条)。

配偶者等が受給できる遺族年金の額は、原則として、被災者の年間賃金額 106 の 40%である (社会保障法典 L.434-8 条、R.434-10 条)。

(ii) 子

被災者の子(養子を含む)は、原則として 20 歳に達するまで遺族年金を受給することができる(社会保障法典 L.434-10 条、R.434-15 条)

子が受給できる遺族年金の額は、第1子・第2子の場合には被災者の年間賃金額の25%、第3子以降の場合にはその20%である(同上)。但し、子が被災者の死亡時またはその後に双方の親を失う状態に至った場合には、年間賃金額の30%に増額される(同上)。

(iii) 直系尊属

被災者の直系尊属は、遺族年金の受給権を有する配偶者等や子が存在しない場合には、被 災者から扶養定期金を得られたはずであったことを立証することによって、また、配偶者等 または子が存在する場合には、被災者によって扶養されていたことを立証することによって、 遺族年金を受給することができる(社会保障法典 L.434·13 条)。

直系尊属が受給できる遺族年金の額は、原則として、被災者の年間賃金額の10%である(社会保障法典L.434-13条、R.434-16条)。但し、複数の直系尊属が遺族年金を受給する場合には、その総額は年間賃金額の30%を超えてはならない(社会保障法典L.434-14条、R.434-16条)。

3. 保険給付の消滅時効

被災者等の労災保険給付の受給権の消滅時効の期間は 2 年である(社会保障法典 L.431-2 条)。

¹⁰⁶ なお、賃金以外の収入は、任意加入の場合を除き、遺族補償年金の算定基礎には含まれない(社会保障法典 R.436-1条)。

4. 他の社会保険給付との調整

(1) 疾病保険との関係

労働災害の被災者は、労災保険から給付を受けると同時に、当該災害から生じたものではない疾病または妊娠につき、疾病保険から給付を受けることができる(社会保障法典 L.371-3条)。但し、労災保険給付としての休業補償と、疾病保険給付としての病気休暇中および産前産後休暇中の休業補償(社会保障法典 L.323-4条、L.331-3条)の併給は認められない(社会保障法典 L.371-3条)。

(2) 年金保険との関係

障害年金との併給は認められないのが原則であるが、労災保険給付としての障害補償年金の受給者の障害の状態が悪化し、これが労災保険給付の対象とはならない場合であって、労働能力喪失率が合わせて3分の2以上となった場合には、例外的に併給が認められる(社会保障法典L.371-4条、R.371-1条。但し、総額には上限がある。)。

第八節 民事損害賠償との関係

1. 原則―非併存主義の採用

労災保険給付の対象となる保険事故については、被災者またはその遺族から加害者に対し 民事損害賠償を請求することは許されないのが原則である(社会保障法典 L.451-1 条)。

被災者やその遺族による民事損害賠償請求を原則として排除する政策(いわゆる非併存主義)は、無過失の労災補償責任を認める法律が 1898 年に誕生した際に、使用者に過失がないにも関わらず定率の責任を認めることと引き換えに採用されたものである(「1898 年の妥協」といわれる)¹⁰⁷。この政策は、1946 年に労災補償制度が一般制度の一部に組み込まれ、使用者の無過失の労災補償責任が廃止された後も維持されている。

2. 例外

(1) 実損害の賠償請求が認められる場合

(i) 故意の場合

第1に、(固有の意味の) 労働災害または職業病が、使用者またはその雇用する労働者の故意 (faute intentionnelle) によって生じた場合である (社会保障法典 L.452-5 条)。この場合には、被災者またはその遺族は加害者に対し、労災保険制度によって補償がされていない限度で、これによって被った全損害の賠償を民事上求めることができる (同条)。

 $^{^{107}}$ 非併存主義の背景およびこれに対する批判については、 \emph{V} . Borgetto (M.) et al., \emph{supra} note 6, pp.661-667.

(ii) 許し難い過失の場合

第2に、使用者またはこれに代わって指揮命令を行う者の許し難い過失(faute inexcusable)によって生じた場合には、障害補償(手当または年金)および遺族補償年金の額が増額されるが(社会保障法典 L.452-2 条)、これとは別に、被災者または遺族は、労災保険制度によって補償がされていない限度で、被った全損害の賠償を使用者に求めることができる 108 。

「許し難い過失」が認められる事案はかつては限定的であったが、破毀院は、2002年の判決¹⁰⁹以降、「許し難い過失」の概念を緩やかに解釈しており、使用者等が労働災害に関する民事責任を負う場面は拡大している¹¹⁰。

(iii) 第三者による加害の場合

第3に、使用者またはその雇用する労働者以外の第三者が加害者である場合には、被災者 またはその遺族が民事上の責任を追及することは制限されない(社会保障法典 L.454-1 条)。

(iv) 通勤災害の場合

第4に、通勤災害の加害者が、使用者、その雇用する労働者、またはより一般に、被災者と同じ企業に属する者である場合には、これらの者に対する民事損害賠償請求が可能である(社会保障法典 L.455-1 条)。

(2) 労災保険給付と民事損害賠償請求との調整

上記の事由に該当する場合であっても、初級金庫は被災者等への保険給付を拒否することはできないが、現実に支給した保険給付相当額に関しては、加害者に求償することができる(社会保障法典 L.452-5 条)。但し、使用者が雇用する労働者が故意によって(固有の意味における)労働災害または職業病を引き起こした場合等には、使用者が被害者との関係で民事上の損害賠償責任を負うときであっても、初級金庫が使用者に求償することはできない111。

第九節 働き方の多様化と労災保険制度

1. 複数就業者

(1) 就業先間の移動中の災害

複数就業者が就業先間を移動する途中で生じた災害は、通勤災害として保護されるのだろうか。既にみたように、社会保障法典 L.411-2 条は、保護される「通勤」を、労働の場所と所定の地点(主たる住居、安定的な性質を持つ従たる住居、家庭上の事由のために日常的に

¹⁰⁸ Déc. n° 2010-8 QPC du 18 juin 2010, Cass. civ. 2e, 4 avril 2012, n° 11-14.311 et 11-14.594.

¹⁰⁹ Cass. soc., 28 février 2002, n° 00-11793.

¹¹⁰ 詳しくは、V. Borgetto (M.) et al., *supra* note 6, pp.719-722.

¹¹¹ Cass. crim., 25 mars 1998, n° 96-85.593.

赴くその他のあらゆる場所、レストラン、食堂、日常的に食事をとる場所)との往復の経路と定義しており、事業場間の移動には言及してないが(\rightarrow **第五節 3. (1)**)、破毀院の判例によれば、複数就業者が第 1 の就業先から第 2 の就業先に移動する途中で発生した災害は、第 2 の就業先の通勤災害として保護される 112 。

かかる結論を導く前提として、破毀院は、第1の就業先から第2の就業先への移動を、労働者が自宅から第2の就業先に向かう経路の一部と捉えている¹¹³。そのうえで、労働者が第2の就業先に直接向かわずに第1の就業先に立ち寄ったことは、経路の逸脱ではあるものの、逸脱によっても通勤災害としての保護が失われない例外的な場合に当たるとの見方を示している¹¹⁴。もっとも、当該逸脱が正当化される理由については、「個人的利益に動機付けられたものでも、雇用と無関係のものでもない」とする控訴院の判断を支持するのみで、詳細な説明はなされていない¹¹⁵。

(2) 賃金合算の問題

金銭給付のうち休業補償、障害補償年金および遺族補償年金は、労働者の1日当たりの賃金(前者の場合)または年間賃金(後二者の場合)が算定基礎となるため(→**第七節2.**)、複数就業者の場合には、これらの給付の算定に際し、本業先の賃金と副業先の賃金が合算されるかという問題が生じる。

まず、複数就業者が雇用によって得た収入は、保険給付の算定の際に全て合算される。障害補償年金および遺族補償年金に関しては、算定基礎となる年間賃金は、「休業前の 12 暦月の間に一または複数の使用者のもとで得た全ての実質的な報酬」(傍点筆者)と定義されており(社会保障法典 R.434-29 条)、賃金を合算することが明文で定められている。休業補償の算定については明文の根拠規定はないが、判例は、複数の就業先の賃金が合算されることを明らかにしている¹¹⁶。

これに対し、複数就業者が自営業によって得た収入は、金銭給付の算定に当たり考慮されないのが原則である(社会保障法典 R.436-1 条)。但し、当該就業について一般制度の労災保険制度に任意加入し、これによって得た所得に基づいて算定された保険料を支払っている場合(社会保障法典 L.743-1 条)には、自営業によって得た収入も、障害補償年金および遺族補償年金¹¹⁷の算定基礎に含まれる(社会保障法典 R.436-1 条)。

¹¹⁴ *Ibid.*

¹¹² Cass. soc., 20 novembre 1969, Bull. V, n° 625.

¹¹³ *Ibid.*

¹¹⁵ *Ibid.*

¹¹⁶ Cass. civ. 2^e, 11 octobre 2012, n° 10-23.415.

¹¹⁷ 個別的任意加入の場合には休業補償は保険給付の内容にそもそも含まれないため(社会保障法典 R.743-3 条)、自営業によって得た収入が算定基礎になるかという問題は、障害補償年金および遺族補償年金との関係でのみ生じる(社会保障法典 R.436-1 条参照)。

(3) 負荷合算の問題

フランスでは、職業病表に掲載された疾病の職業病認定の局面(→**第五節 2.(1)**) において、労働者が複数の就業先で同種のリスクに曝露された場合にどのような形で認定が行われるのかが論じられてきた。これまで裁判で争われた事例は、転職経験のある労働者が、複数の使用者のもとで異時的に同種のリスクに曝されたという場面に関するものであるが、以下のルールは、同時期に複数の使用者と契約関係にある複数就業者にも適用されると解されている¹¹⁸。

第1に、職業病表には、職業病の推定が認められるための条件の1つとして、問題となるリスクに曝露された最低期間が定められていることがあるが、複数の使用者のもとで当該リスクに曝露された場合には、個々の曝露期間が通算される¹¹⁹。

第2に、労働者が複数の使用者のもとで就労した経験がある場合には、診断を受ける前に勤務していた就業先のうち、当該リスクに曝露された最後の使用者 (dernier employeur) のもとで当該疾病に罹患したものと推定される¹²⁰。 但し、使用者は、労働者が別の使用者のもとでも当該リスクに曝露されていたことを示す証拠を提出することによって、この推定を覆すことができる¹²¹122。

一方、個別鑑定による職業病認定(→**第五節 2.(2)**) との関係では、負荷合算の問題は、 複数就業者以外の場合を含め、ほとんど論じられてこなかった。

2. テレワーカー

雇用型テレワーカーの(固有の意味の)労働災害の認定については、労働法典に特別な規定が置かれている。すなわち、労働法典 L.1222-9 条 3 項は、「テレワーク労働者 (télétravailleur) が業務上の行為 (activité professionnelle) の遂行中にテレワークが行われている場所で発生した災害は、社会保障法典 L.411-1 条にいう労働災害と推定される。」と定めている。

フランス労働法典にテレワークに関する規定が初めて設けられたのは 2012 年のことであったが、労働災害に関する上記のルールは、2017 年 9 月 22 日のオルドナンス¹²³によって導

 119 石綿の吸入による胸膜腫瘍 (表 30E) の推定に関する事案として、Cass. civ. $^{2\circ}$, 14 mars 2013 , $^{11\circ}$ 26.459. コールタールや石炭燃焼に伴う煤煙等による気管支・肺がん (表 16 の 2) の推定に関する事案として、Cass. civ. $^{2\circ}$, 29 novembre 2012 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , 2013 , $^{$

¹¹⁸ Rapport n° 111, Sénat (2018-2019), p.93.

 $^{^{120}}$ 特定の動き・姿勢を含む労働による手根管症候群(表 57C)に関する事案として、Cass. civ. 2°, 8 octobre 2009, n° 08-19.273. 特定の動きを含む労働による上腕骨外側上顆炎(表 57B)に関する事案として、Cass. civ. 2°, 22 novembre 2005, n° 04-11.447.

 $^{^{121}}$ 石綿の吸入による胸膜肥厚斑(表 30B)に関する事案として、Cass. civ. $2^{\rm e}$, 7 mai 2014, $n^{\rm e}$ 13-14.018. 石綿の吸入による肺腺癌(表 30 の 2)に関する事案として、Cass. civ. $2^{\rm e}$, 7 mai 2014, $n^{\rm e}$ 13-17.503.

¹²² 労働者がどの使用者のもとで疾病に罹患したか特定することができない場合には、当該疾病に関連する保険 給付は特別会計から支出されるため(社会保障法典 D.242-6-5 条。→**第四節 2. (2) (ii) ③**)、当該職業病に関 する保険給付額は、使用者の将来の保険料に直接は反映されない。

¹²³ Ordonnance n° 2017-1387 du 22 septembre 2017 relative à la prévisibilité et la sécurisation des relations

入され、2018年3月29日の法律¹²⁴によって追認されたものである。本改正は、テレワークを促進するとともに、テレワーカーの権利保障をより充実させることを目的に行われたものであり、労働災害に関する推定規定の導入は、テレワーカーの保護の強化の一環として行われたものであった。

既にみたように、(固有の意味の) 労働災害に関しては、「労働時間中かつ労働の場所において発生した」災害の業務性を推定するルールが判例上確立しており、自宅でテレワークをしている最中に災害が発生した事案においても、この推定のルールが働くことを前提とする判断を示す裁判例がみられた(\rightarrow **第五節 1. (2) (i)**)。上記の改正は、これを承認し法律上明確化したものである。

3. 独立自営業者

(1) 原則

まず、独立自営業者のうち法的従属性があると認められる者は、従属労働者として強制加入の対象となる(社会保障法典 L.411-1 条。 \rightarrow **第三節 2.** (1) (i))。また、法的従属性が認められないとしても、従属労働者に準じる者として強制加入の対象になることが社会保障法典に明記されている類型の就労者等に該当する場合には、労災保険制度が強制的に適用される(社会保障法典 L.412-2 条、L.311-3 条、L.412-8 条。 \rightarrow **第三節 2.** (1) (ii))。

これらに該当しない独立自営業者は、強制加入の対象には含まれないが、この場合であっても、労災保険制度に任意加入することは可能である(社会保障法典 L.743-1 条。 \rightarrow **第三節2.(2)**)。但し、任意加入した独立自営業者は、原則として自ら保険料を負担しなければならない(同条。 \rightarrow **第四節2.(1)(ii)**)。

(2) プラットフォームワーカー

プラットフォームワーカーの労災補償に関しては、2016年の労働法典の改正¹²⁵によって、立法上の対応がなされている(労働法典 L.7342-1条以下)。本改正は、プラットフォーマーがプラットフォームワーカーとの関係で「社会的責任」を負うこと、具体的には、職業訓練、労災補償の分野において一定の義務を負うことおよびプラットフォームワーカーが集団的権利を持つことを承認したものである¹²⁶。

-

de travail.

¹²⁴ Loi n° 2018-217 du 29 mars 2018 ratifiant diverses ordonnances prises sur le fondement de la loi n° 2017-1340 du 15 septembre 2017 d'habilitation à prendre par ordonnances les mesures pour le renforcement du dialogue social

¹²⁵ Loi nº 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels.

¹²⁶ 邦語文献として、野田進ほか「フランス『労働改革法』の成立:労働法の『再構築』始まる」季刊労働法 256号 (2017年) 161-162頁、鈴木俊晴「フランスにおけるクラウドワークの現状と法的課題」季刊労働法 259号 (2017年) 90頁以下等。

労働法典 L.7342-1 条によれば、プラットフォーマーが労働法典の定める社会的責任を負うのは、提供されるサービスや販売される物品の性質を決定し価格を決定する場合である。この要件を充たすプラットフォーマーは、社会的責任の一内容として、プラットフォームワーカー 127 が民間の労災保険に加入した場合または一般制度の労災保険制度に任意加入した場合(社会保障法典 L.743-1 条。 \rightarrow **第三節 2. (2) (i)**)には、保険料を負担しなければならない(労働法典 L.7342-2 条)。プラットフォーマーが負担すべき保険料の額の上限はデクレによって定められている(労働法典 D.7342-2 条)。但し、プラットフォームワーカーが団体保険に加入し、保険料を負担している場合には、上記の責任は負わない(労働法典 L.7342-2 条)。

もっとも、これらの規定は、プラットフォームワーカーの労働者性の有無は裁判所によって事案ごとに個別に判断されるべきものであることを前提に設けられたものでであり、労働者性を否定するものではない 128 。実際、 2018 年 11 月には、フードデリバリーのプラットフォーマー(TAKE EAT EASY 社)と配達員とが法的従属関係にあること(\rightarrow **第三節 2. (1)(i))**を認める破毀院の判断が示された 129 。また、 2020 年 3 月には、Uber 社と契約関係にあるドライバーの労働者性を認める破毀院判決も下されている 130 。

第十節 小括ーフランス法の特徴

本章では、フランスの労災保険制度のうち、民間労働者の大部分に適用される一般制度の一部門としての労災保険制度の内容を検討してきた。最後に、本制度の特徴を整理しておこう。

第1に、フランスの労災保険制度は政府から独立した機関であり、労使の代表が関与する被用者疾病保険金庫によって運営されている。被用者疾病保険金庫は、全国レベル、地域圏レベルおよび県レベルの3層に分かれており、それぞれ固有の役割を担っているが、産業・業種ごとの運営主体の違いはない。

第2に、労災保険制度の保護の対象となる保険対象者のうち、強制加入の対象者の中核は 法的従属関係の存在が認められる従属労働者であるが、特別な規定によって、従属性の有無 が不明瞭な者や従属性がない者にも保護が一部拡張されている。また、強制加入の対象に含 まれない者は、保険料を自ら負担する形ではあるものの、労災保険制度に任意加入すること ができる。日本の特別加入制度と比べると、業種等の条件が付されておらず、任意加入が広

 $^{^{127}}$ 対象となるプラットフォームワーカーは、当該プラットフォームでの暦年の総売上高が社会保障年間限度額 (2020年度は 4万 1136 ユーロ)の 13%以上であるものに限られる(労働法典 L.7342-4条、D.7342-1条)。

¹²⁸ V. Rapport n° 3909, Assemblée Nationale (2015-2016), p.216.

¹²⁹ Cass. soc., 28 novembre 2018, n° 17-20.079.

¹³⁰ Cass. soc., 4 mars 2020, n° 19-13.316.

く認められている点が注目される。

第3に、財源はその大部分が使用者の負担する保険料によって賄われている。保険料率の 算定方法は企業規模によって異なっており、従業員数 20 名未満の企業の場合には、産業・職 業分野ごとに決定された保険料率が用いられる(集団方式)。一方、従業員数 20 名以上の企 業の場合には、保険料率の全部(個別方式の場合)または一部(混合方式の場合)に、過去 3 年間に当該事業所で発生した保険事故(通勤災害を除く)に関する保険給付額が反映され る。また、これとは別に、使用者が実際に講じた予防措置の内容や法令違反等の個別の事情 に応じて、保険料を調整する仕組み(保険料の割引または追加保険料の賦課)も設けられて いる。こうした保険料の算定方法(個別方式・混合方式、保険料の調整)は、労働災害の予 防措置を講じるインセンティブを企業に与えることを目的に設計されたものである。

第4に、保険事故に関しては、(固有の意味の)労働災害、職業病、通勤災害の3種類があるが、心身の損傷をもたらす突発的な出来事を意味する「災害」と「疾病」とが区別されており、前者は(固有の意味の)労働災害、後者は職業病の問題として処理されている。災害の発生および災害の業務性は緩やかに認められる傾向を示しており、(固有の意味の)労働災害として保護される範囲は拡大している。一方、「災害」ではなく「疾病」に該当する場合には、職業病表に掲載されていない限り、保険給付の対象とはならないのが原則である。但し、一定の要件を充たす場合には、被災者の従事していた労働と疾病との因果関係を事案ごとに個別に審査する手続(個別鑑定)を利用することによって、職業病の認定を受けることができる。

第5に、保険給付の種類としては、療養の給付等の現物給付のほか、休業補償、障害補償 (一時金または年金)、遺族補償(年金)等の金銭給付がある。

第6に、労災保険制度と民事損害賠償請求権との関係については、フランスではいわゆる 非併存主義がとられており、(固有の意味の)労働災害および職業病の被災者または遺族は、 加害者の民事上の責任を追及することはできないのが原則である。但し、民事損害賠償責任 を免除するこうした政策に対しては批判もあるほか、裁判所は、被災者等が民事上の責任を 追及できる例外事由の一部(使用者等の「許し難い過失」)を広く解釈する姿勢も示しており、 労災保険制度と民事損害賠償との関係をめぐる今後のフランス法の展開が注目される。

【参考文献】

≪仏語文献≫

Borgetto (M.) et Lafore (R.), *Droit de la sécurité sociale*, 19° éd., Dalloz, 2019 Chauchard (J.-P.), Kerbourc'h (J.-Y.) et Willmann (C.), *Droit de la sécurité sociale*, 8° éd., LGDJ, 2018

Badel (M.), Charbonneau (A.) et Lerouge (L.), Droit de la santé et de la sécurité au travail,

Lextenso éditions, 2018.

≪邦語文献≫

岩村正彦「第4章 フランス」『労災補償制度の国際比較研究』(日本労働研究機構、2002年) 63頁

山口浩一郎=保原喜志夫=西村健一郎『フランス法における労災保険給付と損害賠償に関す る調査研究報告書』(労災補償研究会、1998年)

岩村正彦「労災補償」『先進諸国の社会保障 6 フランス』(東京大学出版会、1999年)

岩村正彦『労災補償と損害賠償』(東京大学出版会、1984年)

労働政策研究・研修機構『資料シリーズ No.214・労働法の人的適用対象の比較法的考察』 (2019年)